

医薬品一括交渉事業に関する約款

(目的)

第1条 この約款は、地域医療連携推進法人尾三会（以下「尾三会」という）の定款第5条第2号に掲げる「医薬品の共同購入の調整」に関して社員向けに行う医薬品一括交渉事業（以下「本事業」という）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本事業の内容)

- 第2条 尾三会は、社員のコストダウンのため、社員が購入する医薬品の価格交渉につき委託を受け、社員に代わり価格交渉を行う。
2. 尾三会は、前項に定める価格交渉を、藤田薬品株式会社（以下「藤田薬品」という）に再委託することができる。
 3. 尾三会は、社員の本事業の参加によりコストダウンを保証するものではない。

(本事業への参加)

- 第3条 尾三会の社員は、自らの判断により本事業に参加することができる。
2. 参加を希望する社員（以下「参加希望社員」という）は、尾三会所定の書面を提出することによりいつでも参加を尾三会に申し出ることができる。
 3. 参加希望社員は、前項に定める書面に合わせて、尾三会所定の形式により、医薬品に係るマスターデータ及び当該医薬品の購入実績データを提出しなければならない。
 4. 尾三会は、前項に定める書面及びデータを藤田薬品に提供する。
 5. 藤田薬品は、前項に定める提供を受けた後、参加希望社員に対し、本事業に関する基本的な事項を説明する。
 6. 社員は、前項に定める説明を受けた後、なお参加を希望するときは、尾三会所定の書面（以下「申込書面」という）により尾三会に対し、本事業への参加を申し込むものとする。
 7. 尾三会は、申込書面及び次条に掲げる事由に該当しないかを確認の上、当該申込みを承諾するか否かを決定する。なお、尾三会は、申込みを承諾しないときは、その旨を速やかに社員に通知する。
 8. 尾三会は、当該申込みを承諾したときは、申込書面の写しを藤田薬品に対し交付する。

(参加禁止事由)

- 第4条 尾三会は、社員が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業への参加の申込みを拒否することができる。
- (1) 尾三会又は藤田薬品の交渉を妨害し、又は支障を与える行為をしたとき
 - (2) 尾三会又は藤田薬品の交渉に必要な情報の提供をしないとき
 - (3) 第8条に定める事業参加費の不払いがあったとき
 - (4) その他尾三会の業務に支障を妨害し、若しくは支障を与え、又は名誉、信用を

毀損する行為をしたとき

(解除)

- 第5条 参加の承諾がなされた社員（以下「参加社員」という）は、尾三会所定の届出を尾三会に提出することにより、尾三会に届いた日をもって解除することができる。
2. 参加社員は、社員の要件を欠いたときは、当然にその時点から解除となる。
 3. 尾三会は、参加社員に前条各号に掲げる事由が生じたときは、催告の上、解除することができる。
 4. 尾三会は、前項に定める場合のほか、3か月前の予告をもって、解除することができる。

(本事業の期間と更新)

- 第6条 本事業は、4月1日から翌年3月末日までを1年間として行う。
2. 尾三会又は参加社員が本事業の全部又は一部について、前項に定める期間満了の1か月前までに、これを取り止める旨の通知をしない限り、1年間更新して本事業を行うものとし、以後毎年同様とする。

(運用事項の遵守)

- 第7条 参加社員は、別に定める運用事項を遵守する。なお、本事業の期間中に運用事項に変更があった場合も同様とする。
2. 参加社員は、運用事項の変更を承諾できないときは、当該変更の効力が生じる日をもって参加を解除することができる。

(事業参加費)

- 第8条 参加社員は、本事業に係る必要経費（以下「事業参加費」という）を負担するものとする。
2. 事業参加費は、次の算式により計算する。なお、第6条第1項の期間の途中で参加し、又は解除した場合の参加期間は月割で算定するものとする。
＜算式＞ 事業参加費＝当該参加社員に係る医薬品の交渉対象品目の参加期間中の取扱総額（薬価基準）×料率
 3. 事業参加費の料率は、第6条第1項の期間ごとに理事会で決定する。
 4. 参加社員は、第6条第1項の期間の満了後（第5条の定めにより解除となった場合は、解除後）に、藤田薬品より取扱総額（薬価基準）の報告を受ける。
 5. 参加社員は、前項に定める藤田薬品からの報告と同一の内容を尾三会に報告することについて、あらかじめ同意する。
 6. 尾三会は、社員に対し、事業参加費に係る請求書を翌年度4月末日（第5条の定めにより解除となった場合は、10月末日又は翌年度4月末日のいずれか早い日）までに送付する。

(事業参加費の支払方法)

第9条 事業参加費は、請求書を送付した月の翌月末日までに尾三会在指定する銀行口座への振込送金により支払うものとする。なお、振込手数料は参加社員の負担とする。

(守秘義務)

第10条 尾三会、社員及び藤田薬品は、この約款に基づき提出する書類、情報について、本事業の目的に限り使用し、第三者に開示、漏洩しないものとする。

(約款の変更)

第11条 この約款は、尾三会の理事会の決議をもって変更することができる。

2. 第7条第2項の規定は、前項に定める約款の変更に準用する。

以上

附則

1. この約款は、平成29年10月1日から適用します。